

政令第二百八十九号

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和六年四月一日とする。